

源泉徴収選択口座に上場株式等の配当等及び譲渡益又は譲渡損がある場合の確定申告に関するQ&A

平成 23 年 1 月 12 日

〔Q1〕

平成22年以降の年に、証券会社Aの「源泉徴収ありの特定口座」において上場株式等の配当等の受入れがあり、加えて当該「源泉徴収ありの特定口座」において譲渡益が発生しています。

証券会社Bの特定口座において譲渡損があるため、証券会社Aの「源泉徴収ありの特定口座」における譲渡益と通算を行いたいのですが、証券会社Aの「源泉徴収ありの特定口座」における譲渡益のみ確定申告を行い、「源泉徴収ありの特定口座」に受入れている上場株式等の配当等については、申告不要とすることは可能ですか？

〔A1〕

ご質問のとおり取り扱って差し支えありません。

この場合、証券会社Bの譲渡損と通算を行う証券会社Aの上場株式等の譲渡益についてのみ、確定申告書に記載し、申告不要の適用を受ける上場株式等の配当等については、確定申告書に記載してはいけません。

「源泉徴収ありの特定口座」の上場株式等の譲渡損益又は配当等を申告した後に、その譲渡損益又は配当等を申告しないこととする変更はできません。また、「源泉徴収ありの特定口座」の上場株式等の譲渡損益又は配当等を含めないで申告した後に、その譲渡損益又は配当等を申告することとする変更もできません(Q2及びQ3についても同じです。)

〔Q2〕

平成22年以降の年に、証券会社Aの「源泉徴収ありの特定口座」において上場株式等の配当等の受入れがあり、加えて当該「源泉徴収ありの特定口座」において譲渡損が発生しています。

証券会社Bの特定口座において譲渡益があるため、証券会社Aの「源泉徴収ありの特定口座」における譲渡損と通算を行いたいのですが、証券会社Aの「源泉徴収ありの特定口座」における譲渡損のみ確定申告を行い、「源泉徴収ありの特定口座」に受入れている上場株式等の配当等については、申告不要とすることは可能ですか？

[A2]

証券会社Aの上場株式等の譲渡損と証券会社Bの上場株式等の譲渡益との通算をする場合には、証券会社Aの上場株式等の配当等について、申告不要の適用を受けることはできません。

したがって、証券会社Aの上場株式等の譲渡損と配当等のいずれも確定申告し、証券会社Bの上場株式等の譲渡益との通算を行うか、証券会社Aの上場株式等の譲渡損と配当等のいずれも申告不要とするかの選択となります。

なお、確定申告を行う場合、証券会社Aの上場株式等の配当等については、申告分離課税又は総合課税のいずれかを選択することができます。ただし、確定申告を行った後に申告分離課税と総合課税の選択替えはできません(Q3についても同じです。)

[Q3]

平成22年以降の年に、証券会社の「源泉徴収ありの特定口座」において上場株式等の配当等の受入れがあり、加えて当該「源泉徴収ありの特定口座」において譲渡益が発生しています。

この場合において、当該「源泉徴収ありの特定口座」に受入れた上場株式等の配当等について、配当控除の適用を受けるため、総合課税により確定申告を行うことはできますか。また、この際、「源泉徴収ありの特定口座」における譲渡益について申告不要とすることは可能ですか。

[A3]

ご質問のとおり取り扱って差し支えありません。

この場合、配当控除の適用を受ける上場株式等の配当等についてのみ、確定申告書に記載し、申告不要の適用を受ける上場株式等の譲渡益については、確定申告書に記載してはいけません。

以 上